

感染症による出席停止について

富山県立桜井高等学校

医師の診察により下記の病気と診断された場合は、学校保健安全法により、他の生徒への感染のおそれがある間は出席停止となります。

症状が治まり、医師から登校の許可が出ましたら、この用紙に証明していただき、学校へ提出してください。

■該当する感染症（学校において予防すべき感染症の種類は次の通りです。）

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
- 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）

登校許可証明書

生徒氏名 _____ 年 組 氏名 _____

診断名 _____

治療期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の疾患においてほかに感染の恐れがないと考えられるため、登校して差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印